令和5年度国民健康保険料の目安

（この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。）

		1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
給与収入の場合	総所得金額等	基礎分＋支援分	基礎分+支援分+介護分	基礎分＋支援分	基礎分+支援分+介護分(2人)	基礎分＋支援分	基礎分+支援分+介護分(2人)	基礎分＋支援分	基礎分+支援分+介護分(2人)
980,000円	430,000円	17,600円	22,900円	26,700円	35,000円	35,700円	44,000円	44,800円	53,100円
1,000,000円	450,000円	31,500円	40,900円	46,500円	60,900円	61,700円	76,100円	76,700円	91,100円
1,250,000円	700,000円	56,600円	73,400円	71,600円	93,400円	86,700円	108,500円	101,800円	123,600円
1,500,000円	950,000円	111,200円	144,300円	96,700円	126,000円	111,800円	141,100円	126,900円	156,200円
1,750,000円	1,148,800円	131,200円	170,200円	143,500円	187,000円	131,800円	167,000円	146,800円	182,000円
2,000,000円	1,320,000円	148,400円	192,500円	160,600円	209,200円	184,700円	233,300円	164,000円	204,200円
2,250,000円	1,493,600円	165,800円	215,000円	178,100円	231,800円	202,200円	255,900円	181,400円	226,800円
2,500,000円	1,670,000円	183,400円	237,800円	213,600円	278,100円	219,900円	278,900円	244,000円	303,000円
2,750,000円	1,843,600円	200,800円	260,400円	231,000円	300,700円	237,300円	301,400円	261,400円	325,500円
3,000,000円	2,020,000円	218,600円	283,400円	248,800円	323,700円	255,000円	324,400円	279,100円	348,500円
3,250,000円	2,193,600円	236,000円	306,000円	266,200円	346,300円	296,300円	376,400円	296,500円	371,000円
3,500,000円	2,370,000円	253,700円	328,900円	283,800円	369,100円	314,000円	399,300円	314,300円	394,100円
3,750,000円	2,558,400円	272,600円	353,400円	302,700円	393,600円	332,900円	423,800円	333,200円	418,500円
4,000,000円	2,760,000円	292,800円	379,600円	323,000円	419,900円	353,100円	450,000円	383,300円	480,200円
4,250,000円	2,958,400円	312,700円	405,400円	342,900円	445,700円	373,000円	475,800円	403,200円	506,000円
4,500,000円	3,160,000円	333,000円	431,700円	363,100円	471,900円	393,300円	502,100円	423,400円	532,200円
4,750,000円	3,358,400円	352,800円	457,400円	382,900円	497,600円	413,100円	527,800円	443,300円	558,000円
5,000,000円	3,560,000円	373,000円	483,600円	403,200円	523,800円	433,300円	553,900円	463,500円	584,100円
5,250,000円	3,758,400円	392,900円	509,400円	423,100円	549,600円	453,300円	579,800円	483,400円	609,900円
5,500,000円	3,960,000円	413,200円	535,700円	443,300円	575,800円	473,500円	606,000円	503,700円	636,200円
5,750,000円	4,158,400円	433,000円	561,400円	463,200円	601,600円	493,300円	631,700円	523,500円	661,900円
6,000,000円	4,360,000円	453,200円	587,500円	483,400円	627,800円	513,600円	658,000円	543,700円	688,100円
6,250,000円	4,558,400円	473,200円	613,400円	503,300円	653,600円	533,500円	683,800円	563,700円	714,000円
6,500,000円	4,760,000円	493,400円	639,600円	523,600円	679,900円	553,700円	710,000円	583,900円	740,200円
7,000,000円	5,200,000円	537,500円	696,800円	567,700円	737,000円	597,800円	767,100円	628,000円	797,300円
7,500,000円	5,650,000円	582,700円	752,700円	612,800円	782,800円	643,000円	813,000円	668,300円	838,300円
8,000,000円	6,100,000円	627,800円	797,800円	657,200円	827,200円	677,700円	847,700円	698,200円	868,200円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入（65歳以上）	総所得金額等	基礎分＋支援分	基礎分＋支援分
1,250,000円	150,000円	17,600円	26,700円
1,500,000円	400,000円	17,600円	26,700円
1,750,000円	650,000円	51,600円	66,600円
2,000,000円	900,000円	94,400円	91,700円
2,250,000円	1,150,000円	131,300円	116,800円
2,500,000円	1,400,000円	156,400円	168,600円
2,750,000円	1,650,000円	181,500円	193,700円
3,000,000円	1,900,000円	206,500円	236,700円
3,250,000円	2,150,000円	231,600円	261,800円
3,500,000円	2,350,000円	251,700円	281,900円
3,750,000円	2,537,500円	270,500円	300,600円
4,000,000円	2,725,000円	289,300円	319,500円
4,250,000円	2,927,500円	309,600円	339,700円
4,500,000円	3,140,000円	330,900円	361,000円
4,750,000円	3,352,500円	352,200円	382,300円
5,000,000円	3,565,000円	373,500円	403,700円
5,250,000円	3,777,500円	394,900円	425,100円
5,500,000円	3,990,000円	416,200円	446,400円
5,750,000円	4,202,500円	437,500円	467,700円
6,000,000円	4,415,000円	458,800円	489,000円
6,250,000円	4,627,500円	480,100円	510,300円
6,500,000円	4,840,000円	501,400円	531,600円
6,750,000円	5,052,500円	522,700円	552,900円
7,000,000円	5,265,000円	544,000円	574,200円
7,250,000円	5,477,500円	565,300円	595,500円
7,500,000円	5,690,000円	586,600円	616,800円
8,000,000円	6,145,000円	632,400円	660,200円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上（前年の12月31日現在）の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和5年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和4年1月から12月（2022年中）の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入−給与所得控除〕、〔事業収入－必要経費〕、〔年金収入－公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。
また、退職所得以外の分離課税所得金額（土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など）も総所得金額等に含まれます。

（注1）40歳から64歳までの方は、基礎分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、基礎分+支援分をご覧ください。

（注2）非自発的失業者軽減（倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減）に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

（注3）国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険係へお願いします。